

医療保険 訪問看護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

訪問看護ステーションきたざわ苑

電話 03-5453-5620

2. 訪問看護ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーションきたざわ苑
所在地	東京都世田谷区北沢 5-24-18
健康保険法 訪問看護	指定番号 7196041
生活保護法 訪問看護	指定番号 7196041
サービスを提供する地域	世田谷区：北沢全域・大原全域・羽根木全域・代田 全域・代沢 2.3.5 丁目、若林 5 丁目、梅が丘 1 丁目・ 松原 1.5 丁目 杉並区：和泉 1 丁目 渋谷区：笹塚・大山町・西原・幡ヶ谷・元代々木 中野区：南台

* 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	名	1 名
従事者	看護師	1 名	5 名	6 名
	准看護師	名	名	名
	理学療法士	名	1 名	1 名
	作業療法士	名	名	名
	言語聴覚士	名	名	名

(3) サービスの提供時間

営業日 月曜日～金曜日 （土曜日は月 2 回営業あり）

休日 日曜日・祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

営業時間 8：30 から 17：30

必要時、緊急時訪問は行います。

3. サービス内容

- (1) 主治医の「訪問看護指示書」に基づいて、利用者・ご家族と話し合い訪問看護計画を作成し、訪問内容の確認をします。変更が生じた時は再度訪問内容の確認をいたします。

① 病状に合わせた看護をいたします。

ア. 病状の観察と判断（血圧、体温、脈拍、呼吸の測定）

イ. 食事、清潔、排泄、移動の介助

ウ. 薬の飲み方と管理

エ. 精神、心理面のケア

オ. リハビリテーション

カ. 医師の指示による医療処置（床ずれの手当て、傷の手当て、各種カテーテルの管理、吸入、吸引、在宅酸素の管理、膀胱洗浄等）

キ. 終末期のケア

ク. 療養生活に関する相談、助言

② 主治医との連絡、調整

ア. 主治医への病状の報告と相談

イ. 主治医からの治療方針と指示をうける

ウ. 緊急時の対応

(2) 訪問看護ステーションの利用者に対しては、加算のご契約者に限り、24時間電話で連絡・相談ができるようにしています。

4. 利用料金

(1) 利用料

別紙「料金表」

医療保険(後期高齢者保険、健康保険)による訪問看護は介護保険の対象でない方、介護保険の被保険者のうち、厚生大臣が特に定めた疾患や病状の方が対象となります。

(2) 交通費

別紙「料金表」

交通費の実費が必要です。その他、公共交通機関を使用の場合は、実費が必要です。

その他、有料駐車場を使用の場合は、実費が必要です。

(3) 取り消し料（キャンセル料）

別紙「料金表」

急なキャンセルの場合は、下記の取り消し料がかかります。

キャンセルが必要な場合は、至急ご連絡ください。

(4) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担になります。

② 料金のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求書を発送し、当月26日に口座より振り替えさせていただきます。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座振替、銀行振込、現金払いのいずれかを契約の時、お選びください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

①主治医の「訪問看護指示書」を受けて、当重要事項説明書にご同意いただき、契約を締結してサービスの提供を開始します。

- ③ 保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい。

(2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書等でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- ④ 利用者が、サービス利用料金の支払を1ヵ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただく事があります。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が、介護保健施設等へ入所した場合
② 利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失した場合

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴

(1) 運営の方針

訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、自己満足に陥ることなく、いつでも、何処でも、すぐに、必要な訪問看護の提供ができるように努めます。事業の運営にあたって、市及び保健、福祉サービス、医療機関の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なケアサービスの提供に努めます。

(2) 当訪問看護におけるリハビリテーションの方法

・初回訪問(看護師、理学療法士)

理学療法士による評価→目標設定→(看護師、理学療法士)相互の話し合いのもとに看護師主体の訓練プログラムを作成します。

・看護師主体の訓練の施行

・再評価(看護師、理学療法士)

看護師からの情報をもとにした評価→目標の再設定→訓練の修正を行い、利用者の機能の向上に努めています。

(3) 当訪問看護における研修体制

- ・職員の研修のため、通常の訪問時間内に管理者が同行訪問する場合があります。
 - ・当訪問看護では、看護学生等の同行訪問による見学等の研修を受けています。
- 訪問する場合には、事前に確認いたします。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

8. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援所業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

事故の内容等について、採った処置を記録しサービス完結の日から2年間保存します。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

主治医	病院・診療科名	
	医師氏名(科目)	()
	住所	
	電話番号	
ご家族等	氏名(続柄)	()
	電話番号	
	勤務先または携帯番号	

9. 災害時の訪問

当事業所は、地震等の災害発生時においては、通信機器の使用が困難となり、利用者に連絡なしに予定の訪問ができなくなることがあります。

10. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに区市町村へ報告する。

11. 事業継続のための計画

当事業所は、感染症や災害発生時に、利用者に継続したサービスを提供するため、および非常時の体制で事業再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

1 2. サービス内容に関する相談苦情

(1) 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市区町村または国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

(2) 事業者は苦情対応の責任者を置き、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応し必要な措置をとります。

事業者は、利用者が苦情申し立て等を理由として何らの不利益な取り扱いをすることはありません。

(3) 苦情の内容等について、採った処置を記録しサービス完結の日から2年間保存します。

(4) 利用者相談・苦情担当

①訪問看護チーム担当 スズキ さおり 電話 03-5453-5620 (代)

②苦情解決責任者 施設長 竹谷 哲 電話 03-5453-5620 (代)

③苦情解決第三者委員事務局 丑丸 智弘 電話 03-5453-5620 (代)

(5) その他相談・苦情窓口等連絡先

当事業所以外に、各区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 世田谷区北沢総合支所保健福祉課 電話 03-6804-8701

② 東京都国民健康保険団体連合会 相談指導係 電話 03-6238-0177

1 3. 個人情報の取り扱い

当法人において定める「正吉福祉会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に基づき対応いたします。6（3）における学生等の研修においても一部情報を利用させていただきます。

1 4. 介護現場におけるハラスメントが起こらないよう、以下の点にご留意ください。

(1) 職員に対する金品の心づけのお断り

(2) サービス提供時のペットの保護（ケージに入れる、首輪でつなぐなど）

(3) 大声を出す、理不尽な要求をするなどの精神的・身体的暴力

(4) 体に触る、好意的態度の要求等のセクシュアルハラスメント

ハラスメント対策について、サービス利用契約中に、利用者・家族等がハラスメント行為を行った場合は、サービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する事があります。

15. 当法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 正吉福祉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 櫻井 千馨
- (3) 法人所在地 〒206-0823 東京都稲城市平尾4丁目16番地1
- (4) 電話番号 042-331-2001
- (5) 定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (ウ) 世田谷区立特別養護老人ホームきたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 特別養護老人ホーム正吉苑
- (ク) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑二番館

② 老人デイサービスセンター

- (ア) 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) デイサービスセンターきたざわ苑
- (エ) デイサービスセンターこまえ正吉苑
- (オ) ふれあいの家しみず正吉苑
- (カ) デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑
- (キ) デイサービスセンターまちだ正吉苑
- (ク) 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑

③ 老人短期入所事業

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑短期入所生活介護サービスセンター
- (ウ) 短期入所生活介護きたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 短期入所生活介護正吉苑
- (ク) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑二番館

④ 老人居宅介護等事業

- (ア) ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルプステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルプステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルプステーションこまえ正吉苑

- (オ) ホームヘルプステーションすぎなみ正吉苑
- (カ) ホームヘルプステーションまちだ正吉苑
- ⑤ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）
 - (ア) ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
 - (イ) ホームヘルプステーションよつや苑
 - (ウ) ホームヘルプステーションきたざわ苑
 - (エ) ホームヘルプステーションこまえ正吉苑
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業
 - (ア) 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
 - (イ) 小規模多機能型居宅介護しもいぐさ正吉苑
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業
 - (ア) 看護小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑
- ⑧ 認知症対応型老人共同生活援助事業
 - (ア) グループホームよつや正吉苑
 - (イ) グループホームやのくち正吉苑
- ⑨ 地域包括支援センター
 - (ア) 稲城市地域包括支援センターやのくち
 - (イ) 府中市地域包括支援センターよつや苑
 - (ウ) 新代田あんしんすこやかセンター
 - (エ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑
 - (オ) 杉並区地域包括支援センターケア 24 清水
 - (カ) 町田市南第 3 高齢者支援センター
- ⑩ 居宅介護支援事業
 - (ア) 居宅介護支援センターやのくち正吉苑
 - (イ) 居宅介護支援センターよつや苑
 - (ウ) 居宅介護支援センターきたざわ苑
 - (エ) 居宅介護支援センターこまえ正吉苑
 - (オ) 居宅介護支援センターすぎなみ正吉苑
 - (カ) 居宅介護支援センターまちだ正吉苑
 - (キ) 杜の風・上原 居宅介護支援センター正吉苑
- ⑪ 訪問看護事業
 - (ア) 訪問看護ステーションいなぎ正吉苑
 - (イ) 訪問看護ステーションなかはら正吉苑
 - (ウ) 訪問看護ステーションきたざわ苑
 - (エ) 訪問看護ステーションこまえ正吉苑
 - (オ) 訪問看護ステーションまちだ吉苑
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅事業
 - (ア) コーシャハイム千歳船橋サービス付高齢者向け住宅
 - (イ) こまえ正吉苑サービス付高齢者向け住宅

⑬ 介護人材育成事業

(ア) 介護人材育成事業

(6) 施設・拠点等	特別養護老人ホーム	8カ所
	通所介護事業所	8カ所
	短期入所生活介護事業	8カ所
	訪問介護事業	6カ所
	障害福祉サービス事業	4カ所
	小規模多機能型居宅介護事業	2カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業	1カ所
	認知症対応型老人共同生活援助事業	2カ所
	地域包括支援センター	6カ所
	居宅介護支援事業	7カ所
	訪問看護事業	5カ所
	サービス付き高齢者向け住宅事業	2カ所
	介護人材育成事業	1カ所

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

＊個人情報を担当医等と情報の交換を行う事に

同意します。 同意しません。

＊理学療法士等が訪問する事に

同意します。 同意しません。

＊24 時間対応体制の加算に

同意します。 同意しません。

＊特別管理の加算に

同意します。 同意しません。

＊情報提供療養費の加算に

同意します。 同意しません。

＊ターミナルケア療養費加算に

同意します。 同意しません。

事業者

〒206-0812

所在地 東京都稲城市矢野口 1804-3

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨

事業所名称 訪問看護ステーションきたざわ苑

所長 スズキ さおり

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

続柄

1. 基本料金（訪問看護療養費）

（単位：円）

訪問看護基本療養費（Ⅰ） 保健師、助産師又は看護師	週3日まで 1日につき	5,550
	週4日目以上 1日につき	6,550
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚師	1日につき	5,550
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、 褥創ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱 ケアに係る専門の研修を受けた看護 師による場合	月1回を限度、同一日に訪問看護療養 費は算定しない	12,850
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に2人	週3日まで 1日につき	5,550
	週4日目以上 1日につき	6,550
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一日に3人以上	週3日まで 1日につき	2,780
	週4日目以上 1日につき	3,280
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚師	同一日に2人	5,550
	同一日に3人以上	2,780
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	一時的に外泊をしている者	8,500
上記基本療養費において、緩和ケア、 褥創ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱 ケアに係る専門の研修を受けた看護 師による場合	月1回を限度、同一日に訪問看護療養 費は算定しない	12,850
訪問看護管理療養費	初日	7,440
	2日以降	3,000

2. その他の加算

（単位：円）

24時間対応体制加算	1月につき	6,400
特別管理加算	1月につき	2,500
	1月につき 重症度等の高い利用者	5,000
退院時共同指導加算	1回につき	8,000
特別管理指導加算	上記対象者が厚生労働大臣が定める状態 にある場合	2,000
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定めるものに該当し退院 日に療養上必要な指導を行った場合	6,000
	長時間にわたる療養上必要な指導の場合	8,400
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000
特別管理指導加算	入院中・入所中に特別な管理が必要な者	2,000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回に限り、1回につき	2,000
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500
専門管理加算	専門研修を受けた看護師が計画的に管理	2,500
	特定行為研修修了した看護師が計画的に管理	
訪問看護情報提供療養費1～3	1月につき	1,500
訪問看護ターミナルケア療養費1	1月につき	25,000
訪問看護ターミナルケア療養費2	1月につき	10,000
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いて医師の死亡診断の 補助を行った場合	1,500
複数名訪問看護加算 看護師等との同行	同一建物内1人又は2人	4,500
	同一建物内3人以上	4,000
複数名訪問看護加算 その他職員との同行	同一建物内1人又は2人	3,000
	同一建物内3人以上	2,700
複数名訪問看護加算 その他職員との同行 （別表7・8、特別指示）1日1回	同一建物内1人又は2人	3,000
	同一建物内3人以上	2,700
複数名訪問看護加算 その他職員との同行 （別表7・8、特別指示）1日2回	同一建物内1人又は2人	6,000
	同一建物内3人以上	5,400

2. その他の加算

(単位：円)

複数名訪問看護加算 その他職員との同行 (別表7・8、特別指示)1日3回以上	同一建物内1人又は2人	10,000
	同一建物内3人以上	9,000
難病等複数回訪問加算 同一建物内1人又は2人	1日2回	4,500
	1日3回以上	8,000
難病等複数回訪問加算 同一建物内3人	1日2回	4,000
	1日3回以上	7,200
緊急時訪問看護加算	1日につき	2,650
長時間訪問看護加算	1回の訪問が90分を超える場合、 週1回のみ	5,200
	厚生労働大臣が定める者の場合は 3日	
乳幼児加算	1日につき	1,500
夜間・早朝訪問看護加算	6～8時・18～22時	2,100
深夜訪問看護加算	22～6時	4,200

3. 医療保険 自己負担額

(単位：円)

	1割負担	2割負担	3割負担
1日目 (基本療養費(Ⅰ)・管理療養費含む)	1,299	2,598	3,897
2日以降(同上)	855	1,710	2,565
週の訪問が4日以上(看護師)	955	1,910	2,865
週の訪問が4日以上(理学療法士等)	855	1,710	2,565
【以下該当者に加算】			
難病等複数回訪問加算 1日2回	450	900	1,350
難病等複数回訪問加算 1日3回以上	800	1,600	2,400
緊急時訪問看護加算	265	530	795
長時間訪問看護加算	520	1,040	1,560
24時間対応体制加算	640	1,280	1,920
特別管理加算	250	500	750
特別管理加算 重症度が高い	500	1,000	1,500
退院時共同指導加算	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	200	400	600
退院支援指導加算	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	300	600	900
特別管理指導加算	200	400	600
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	200	400	600
看護・介護職員連携強化加算	250	500	750
専門管理加算	250	500	750
訪問看護情報提供療養費1～3	150	300	450
訪問看護ターミナルケア療養費1	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナルケア療養費2	1,000	2,000	3,000
遠隔死亡診断補助加算	150	300	450
複数名訪問看護加算(看護師)	同一建物内1人又は2人 ／450	900	1,350
	同一建物内3人／400	800	1,200
複数名訪問看護加算(その他職員)	同一建物内1人又は2人 ／300	600	900
	同一建物内3人／270	540	810
複数名訪問看護加算(その他職員) (別表7・8、特別指示) 1日1回	同一建物内1人又は2人 ／300	600	900
	同一建物内3人／270	540	810

3. 医療保険 自己負担額

(単位：円)

	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問看護加算(その他職員) (別表7・8、特別指示) 1日2回	同一建物内1人又は2人 ／600	1,200	1,800
	同一建物内3人／540	1,080	1,620
複数名訪問看護加算(その他職員) (別表7・8、特別指示) 1日3回	同一建物内1人又は2人 ／1,000	2,000	3,000
	同一建物内3人／900	1,800	2,700
乳幼児加算	150	300	450
夜間・早朝訪問看護加算	210	420	630
深夜訪問看護加算	420	840	1,260

4. 交通費

消費税含む (単位：円)

①ステーションから片道2Km未満	無料
②ステーションから片道2Km以上5Km未満	220
③ステーションから片道5Km以上10Km未満	550
④ステーションから片道10Km以上 片道分のみ1kmにつき	110

5. キャンセル料

(単位：円)

ご利用24時間前までの連絡あり	無料
ご利用24時間前までの連絡なし	当該基本料金の50%

6. 医療保険適用外料金

消費税含む (単位：円)

死後の処置	訪問看護ケアの継続における処置	16,500
休日・長時間等	1回概ね30分位	5,500